



## 廃棄物最終処分場における六価クロムの水質検査結果【実測値超過施設】

### 1. 一般廃棄物最終処分場の調査状況は、下記のとおりである。

| 処分場       | 一般廃棄物最終処分場          |                     |                     |
|-----------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 規制対象試料    | 周縁地下水               | 放流水                 | 保有水等<br>(浸出水)       |
| 規制対象期間    | 埋立開始～廃止             | 埋立開始～廃止             | 廃止時<br>(廃止前2年間)     |
| 調査依頼先     | 自治体・一部事務組合<br>・広域連合 | 自治体・一部事務組合<br>・広域連合 | 自治体・一部事務組合<br>・広域連合 |
| 調査施設数     | 1,278               | 1,181               | 11                  |
| 現基準値超過施設数 | 1                   | 0                   | 0                   |
| 新基準値超過施設数 | <b>2</b>            | <b>1</b>            | <b>0</b>            |

### 2. 産業廃棄物最終処分場の調査状況は、下記のとおりである。

| 処分場       | 管理型最終処分場 |          |                 | 安定型最終処分場 |          |
|-----------|----------|----------|-----------------|----------|----------|
|           | 周縁地下水    | 放流水      | 保有水等<br>(浸出水)   | 周縁地下水    | 浸透水      |
| 規制対象試料    | 周縁地下水    | 放流水      | 保有水等<br>(浸出水)   | 周縁地下水    | 浸透水      |
| 規制対象期間    | 埋立開始～廃止  | 埋立開始～廃止  | 廃止時<br>(廃止前2年間) | 埋立開始～廃止  | 埋立開始～廃止  |
| 調査依頼先     | 事業者      | 自治体      | 自治体             | 事業者      | 事業者      |
| 調査施設数     | 356      | 1,106    | 313             | 460      | 457      |
| 現基準値超過施設数 | 1        | 0        | 0               | 0        | 1        |
| 新基準値超過施設数 | <b>2</b> | <b>3</b> | <b>0</b>        | <b>0</b> | <b>5</b> |

## 調査結果を踏まえた見解

- ① 水道法に基づく水道水質基準が改正されたことを受けて、「水質汚濁防止法施行規則」及び「排水基準を定める省令」において定められた、**六価クロム化合物及び大腸菌群数の排水基準等が改正**され、最終処分場の排水基準等を改正する必要が生じた。
- ② 社会的な影響を勘案するため、最終処分場における排水基準等の遵守状況を調査した結果、**新基準値を超過した施設は極めて少数**であった。一方で、一部の**新基準値超過施設**からは、少なくとも**1年単位での準備期間**を要するとの意見を受けた。
- ③ なお、大腸菌群数の基準改正に関しては、よりの確にふん便汚染を捉える趣旨での改正であり、規制を強化するものではない。

## 結論

- ① **資料3「廃棄物最終処分場における排水基準等の改正案」で示した案のとおり、改正する。**
- ② **ただし、六価クロム化合物及び六価クロムの新基準値の適用に関しては、事業者による準備期間を設けるため、施行年月日を令和8年4月1日とする。**

## 参考：放流水の六価クロム濃度低減に向けた対策

- ① 凝集沈殿工程において添加するキレート剤に六価クロム除去専用の薬剤を使用する。
  - ② キレート吸着処理におけるキレート樹脂に六価クロム除去専用のものを使用する。
- ⇒ 吸着量は低い

H

を適切に管理した状態であれば活性炭による除去も可能である。

# 今後のスケジュール

審議会

12月24日  
第10回廃棄物  
処理基準等専  
門委員会  
↓  
取りまとめ

2月～  
中環審循環型社会  
部会へ報告

パブコメ

12月下旬～  
1月下旬  
開始

1月下旬～  
2月下旬  
意見確認  
↓  
回答作成

改正手続

1月下旬～  
2月下旬  
省令案文  
作成

3月上旬  
公布

**R7.4.1**  
**大腸菌群数**  
に係る改正  
の施行

**R8.4.1**  
**六価クロム**  
に係る改正  
の施行

R6.12月

R7.1月

2月

3月

4月

R8.4月